

会議の傍聴要領

1 入室に関する事項

- (1) 傍聴人は、受付で氏名を記入し、係員の指示があるまでお待ちください。
- (2) 傍聴人は、係員の指示に従い、会議の会場に入室してください。
なお、当委員会では、できる限り入室できるようにいたしますが、会場の都合上、入室をご遠慮いただくことがありますのでご了承ください。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- (2) 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- (3) 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- (4) 録音、撮影等をしないでください。
- (5) 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

3 会場の秩序維持

傍聴人がこの要領に違反したときには、退場していただくことがあります。